

2014年3月21日付

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ  
衡平な配分に関する名古屋議定書（名古屋議定書）の承認とその施行（自然及び景観の  
保護に関する連邦法）に関する連邦決議

---

スイス連邦議会は、  
憲法第 54 条 1 項及び第 166 条 2 項<sup>1</sup>、  
2013 年 4 月 10 日付連邦参事会の声明<sup>2</sup>に鑑み、  
以下のとおり定める：

### 第 1 条

1. 生物の多様性に関する条約<sup>3</sup>の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する 2010 年 10 月 29 日付名古屋議定書を承認する。
2. 連邦参事会はこれを批准する権限を持つ。

### 第 2 条

1966 年 7 月 1 日制定の自然及び景観の保護に関する連邦法（LPN）<sup>4</sup>の改正を、添付文書に示す版で採択する。

### 第 3 条

本決議は、法的規則を定める重要な規定を含む国際条約又はその施行のために連邦法の採択が必要となる国際条約に関する憲法第 141 条第 1 項の d の 3 並びに第 141a 条第 2 項に規定する国民投票に掛けられる。

---

<sup>1</sup> RS 101

<sup>2</sup> FF 2013 2659

<sup>3</sup> RS 0.451.432; FF 2013 2713

<sup>4</sup> RS 451

#### 第4条

1. LPNの改正の第1条「序文及びdの2」、第23n条～第23q条、第24a条第2項、第24h条第3項、第25d条は<sup>5</sup>、名古屋議定書の第33条に従って、同議定書がスイスで発効すると同時に発効する。
2. LPNの改正のその他の規定の発効日は連邦参事会が決定する。

全州議会、2014年3月21日

国民議会、2014年3月21日

議長：ハネス・ゲルマン

議長：ルエディ・ルステンベルガー

書記：マルティナ・ブオル

書記：ピエール・アルヴェ・フルレシヨス

#### 国民投票の期限終了と発効

1. 本決議に適用される国民投票の期限は、2014年7月10日、行使されることなく終了した。<sup>6</sup>
2. LPNの第4条第1項に記載される規定は2014年10月12日に発効する。
3. 第4条第2項に則り、LPNの他の規定（第3条第4項、第7条第1項、第23j条第2項、第24f条、第24g条並びに第24h条の第1、2及び4項）は2014年9月1日に発効する。<sup>7</sup>

2014年8月27日

スイス連邦参事会の名において：

連邦大統領 デイディエ・ビュルカルテ

連邦参事会事務総長 コリーナ・カサノヴァ

---

<sup>5</sup> RS 451

<sup>6</sup> FF 2014 2827

<sup>7</sup> 発効の決定は2014年8月25日、略式決定手続きの対象となった。

自然および景観の保護に関する連邦法

(LPN)

**2014年3月21日付改正**

---

スイス連邦議会は、

2013年4月10日付連邦参事会の声明<sup>8</sup>に鑑み、

以下のとおり定める：

1966年7月1日制定の自然及び景観の保護に関する連邦法<sup>9</sup>を以下の通り改める：

*前文*

憲法第78条第4項<sup>10</sup>に基づき、

2010年10月29日採択の生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（名古屋議定書）<sup>11</sup>に基づき、

1965年11月12日付連邦参事会の声明<sup>12</sup>に基づき、

*第1条 序文及びdの2*

憲法第78条第2項から第5項により連邦に委託される権限の範囲内において、当法令は以下に示す内容の実現をその主旨とする：

dの2 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分により生物の多様性の保全及びその構成要素の持続的な利用を奨励すること；

---

<sup>8</sup> FF 2013 2659

<sup>9</sup> RS 451

<sup>10</sup> RS 101

<sup>11</sup> RS 0.451.432; FF 2013 2713

<sup>12</sup> FF 1965 III 93

### 第3条第4項

廃止

### 第7条第1項

1. 連邦任務の遂行義務が連邦に帰属する場合、連邦環境局（FOEN）、連邦文化局もしくは連邦道路局はそれぞれの管轄領分に従い、第25条第1項の適用対象委員会によって査定が行われる必要性の有無を決定する。各州の管轄領分にある場合、各州の第25条第2項の適用対象部局が査定の必要性の有無を決定する。

### 第23j条第2項

2. 認定公園を管轄する行政機関は、持続的な開発の原則に従って該当する公園内において利益をあげるもしくは業務を行う個人もしくは企業に対し、該当利益及び業務内容を特定する目的において、要請に応じて、「製品」ラベルを提供する。

### 旧第23n条

## 第3c章 遺伝資源

### 第23n条 相当な注意義務

1. 名古屋議定書に則り、遺伝資源を利用する者、又は、遺伝資源の利用から利益を直接得る者（利用者）はすべて、以下の条件が満たされることを保証するために、状況により要求される相当な注意を適用しなければならない。
  - a. 遺伝資源が合法的にアクセス（access）されたこと。
  - b. 合意により、利益の公正かつ衡平な配分のための条件が定められていること。
2. 以下の各項に該当する遺伝資源については相当な注意義務の対象にならない。
  - a. 名古屋議定書締結国でない国に由来する遺伝資源
  - b. 取得の機会及び利益の配分に関する国内規制を整備していない国に由来する遺伝資源
  - c. 名古屋議定書締結国の裁判権の範囲外に位置する領土に由来する遺伝資源
  - d. 名古屋議定書第4条で規定される国際文書が対象とする特定の遺伝資源

e. ヒトの遺伝資源

f. 名古屋議定書で規定される遺伝資源としては用いられない商品や消費財である遺伝資源

3. 第 1 項の遺伝資源の利用とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発活動で、バイオテクノロジー等を用いて行うものを含む。

4. 第 1 項 a のアクセス (access) は、名古屋議定書に基づき、資源を提供した名古屋議定書締約国のアクセスと利益配分に関する国内法令又は規則に従っている場合は、合法的である。

5. 第 1 項 a 及び b の要件が満たされていない場合、利用者はこれらの要件が後日満たされるようにするか又は関連遺伝資源の利用及び遺伝資源の利用から利益を直接得ることを放棄しなければならない。緊急の場合には、連邦参事会は病原体あるいは有害生物である遺伝資源に関する要件が事後に満たされ得ることを想定してもよい。

6. 連邦参事会は、利用される遺伝資源に関し、記録される必要があり後続利用者に伝達されるべき情報を規定する。

#### 第 23o 条 届出義務

1. 利用された遺伝資源に基づいて開発した製品の販売承認時、又は販売承認を要さない場合は商業化時の前に、相当な注意義務の遵守を連邦環境局 (FOEN) に届け出なければならない。

2. 相当な注意義務の遵守に関連した情報は、名古屋議定書第 14 条に規定される国際情報センターおよび名古屋議定書締約国の権限ある当局に伝達することができる。届出人の名称、商業化された製品、利用された遺伝資源、同遺伝資源へのアクセスの日時及びその出所に関する情報は公表されるものとする。

3. 連邦参事会は届出義務の遵守を確認する責任を有する部局を指定しなければならない。相当な注意義務の確認が他の方法で保証されている場合、同義務は届出義務の適用から除外することができる。

#### 第 23p 条 伝統的知識

原住民の社会や地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識は、すでに公知となっていない限り、第 23n 条及び第 23o 条の適用対象となる。

### 第23q 条 スイスにおける遺伝資源

1. 連邦参事会は、遺伝資源の利用及び利用から生じた利益の配分を規定する告示又は許可及び契約のもとにスイスにおける遺伝資源へのアクセスを許可することができる。
2. 連邦は、遺伝資源の保全と持続可能な利用を支援することができる。

### 第24a 条第2 項

2. 第 23o 条に規定する情報の届出を意図的に怠った者又は誤った情報を届け出た者には、最高 100,000 フランの罰金が課されるものとする。違反行為が不注意によってなされたものである場合には、最高 40,000 フランの罰金が課されるものとする。裁判所は判決内容の公示を命じることができる。

### 旧第24f 条

## 第 5 章 執行、組織、情報

### 第24f 条 各州の執行権限

各州は管轄領分が連邦に帰属しない場合において当法令の実施にあたる。各州は当法令の実施にあたって必要な措置を規定する。

### 第24g 条 連邦の監視及び調整

1. 連邦は当法令の執行を監視する。
2. 連邦は各州および関連する連邦部局によって実行される執行措置の調整にあたる。

### 第24h 条 連邦の執行管轄

1. 他の連邦法の執行もしくは国際条約の履行を行う連邦当局は同任務の遂行においても当法令の適用を行う責任がある。決定を下す前に連邦当局は関連各州と協議を行う。連邦環境局、連邦文化局、連邦道路局及びその他の関連連邦各部局は政府行政組織に関する 1997 年 3 月 21 日施行の連邦法第 62a 条および第 62b 条に従い連携して任務を遂行する<sup>13</sup>。
2. 第 1 項に規定される施行手続きが特定の任務遂行に適合しない場合、連邦参事会は同任

---

<sup>13</sup> RS 172.010

務遂行を関連連邦部局が担当するよう規定する。

3. 連邦は、遺伝資源に関する規則（第 23n 条から第 23q 条）を執行する。また特定の任務遂行にあたり各州に協力を要請することができる。
4. 執行を担当する連邦当局は自然及び景観を保護するために各州が定める規定措置を尊重する。

*第 25d 条 2014 年 3 月 21 日付改正に関する暫定措置*

第 23n 条及び第 23o 条は、これらの条項の施行後に実施された遺伝資源へのアクセスに関連する行為に適用される。